

国保制度改革の概要

国保制度改革のポイント

国保制度改革の根拠法案

「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」
(平成27年5月27日成立)

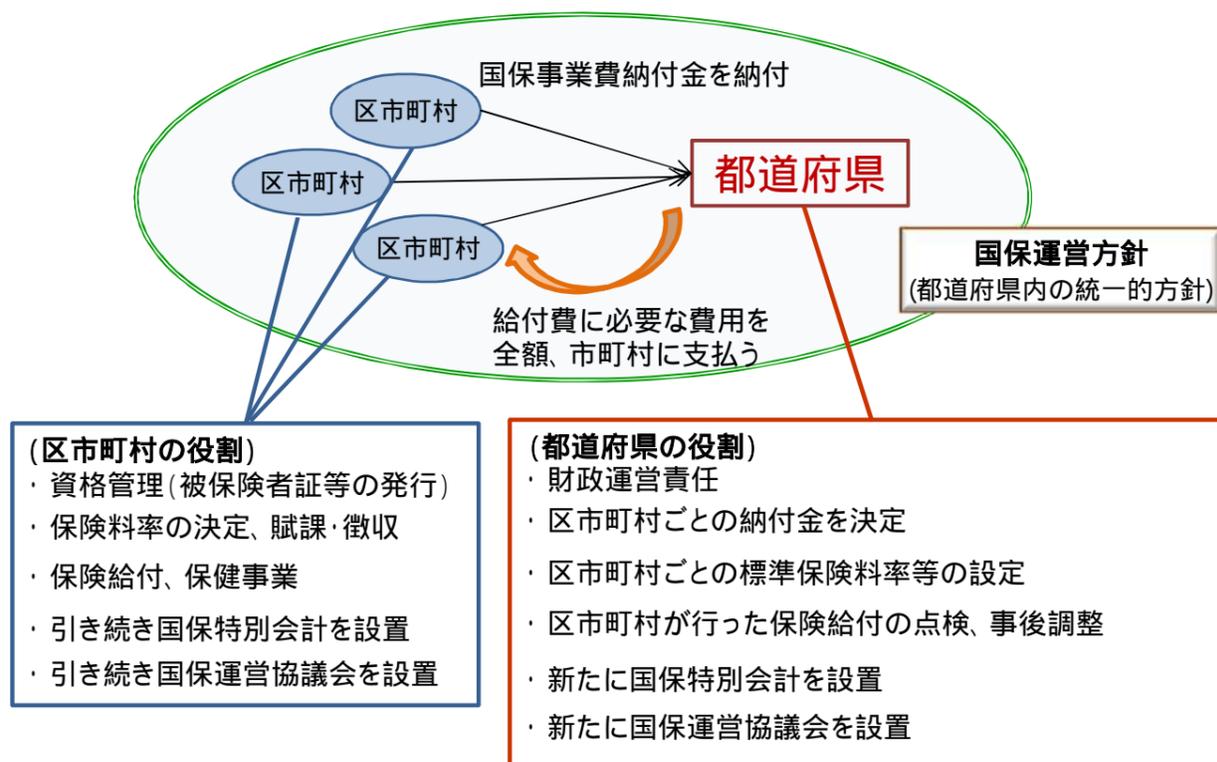
国保への財政支援の拡充

国民健康保険に対し、毎年約3,400億円の財政支援の拡充等を実施することにより、国保の抜本的な財政基盤の強化を図る。
(平成27年度から毎年約1,700億円、平成29年度から毎年約3,400億円の国等による公費拡充)

運営の在り方の見直し

- 平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化。
- 区市町村は、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域における事業を引き続き担う。

都道府県と区市町村の役割分担



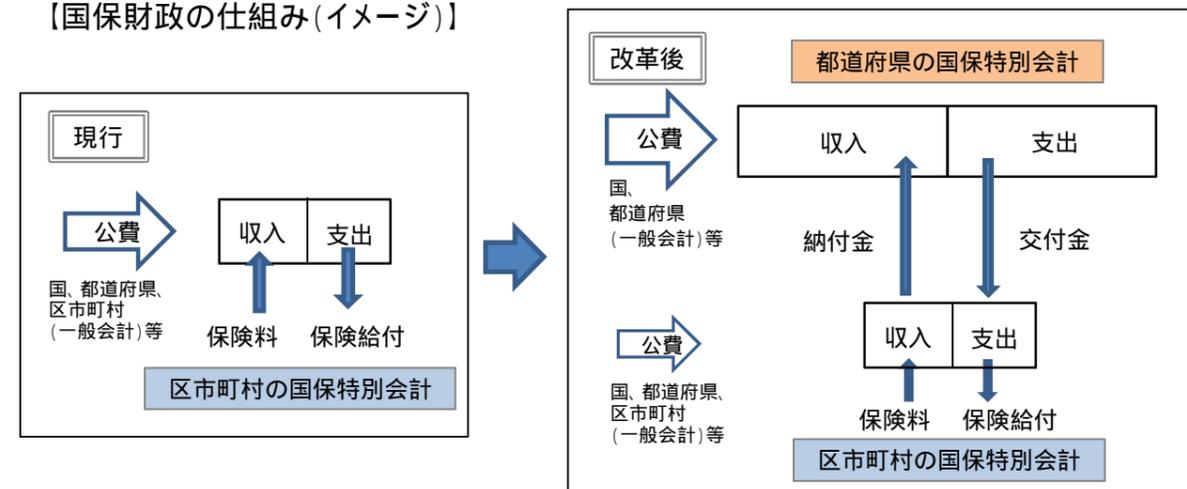
国保制度改革後の国保財政の仕組み

都道府県が財政運営の責任主体となり、区市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を、全額、区市町村に対して支払うことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理する。

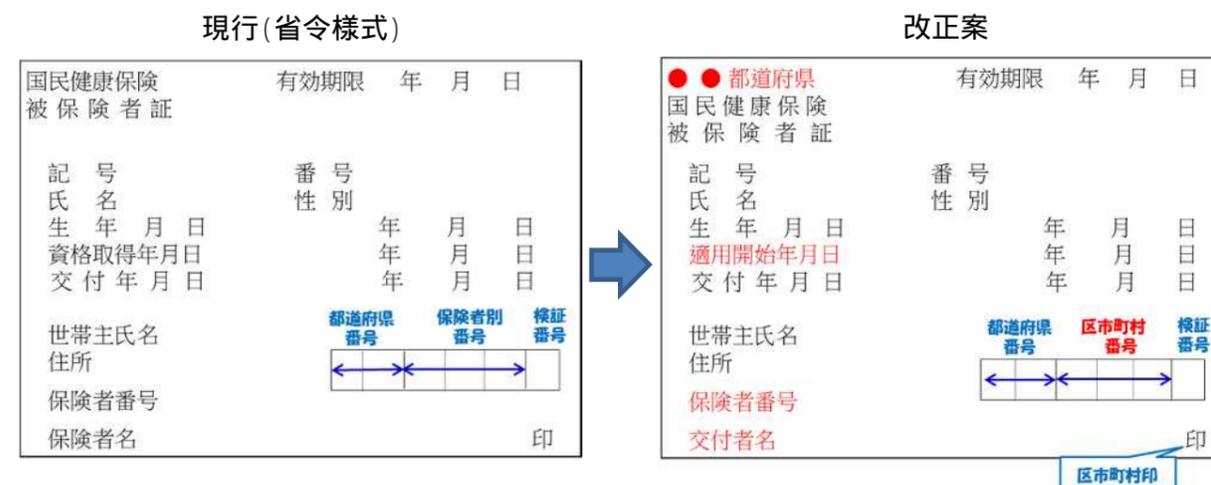
都道府県は、
・医療給付費等の見込みを立て、区市町村ごとの国保事業費納付金の額を決定。
・都道府県が設定する標準的な算定方式等に基づいて区市町村ごとの標準保険料率を算定・公表。
標準保険料率の可視化

区市町村は、
都道府県の示す標準保険料率等を参考に、それぞれの予定収納率等に基づき、区市町村の保険料率を決定し、保険料を賦課・徴収し、納付金を納める。

【国保財政の仕組み(イメージ)】



被保険者証の様式改正(案)



改正後の区市町村番号、記号番号は、従来の保険者別番号どおり、区市町村ごとに付番